

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業

令和4年度に終了した試験研究課題の事後評価結果及び行政における研究成果の行政施策・措置への反映について

課題番号	試験研究課題名及び実施研究機関	実施期間(年度)	研究概要	評価所見	総括評価	研究成果の行政施策・措置への反映
21454 554	<p>農業用水中に含まれる大腸菌を対象とした簡易検査法の開発</p> <p>【実施研究機関】 ・(国研)農業・食品産業技術総合研究機構</p>	R3～ R4	<p>(背景・目的)</p> <p>諸外国では、汚染された農業用水が原因として考えられる野菜による食中毒が多く発生していることから、野菜の栽培に使用する水に対して、大腸菌数等の微生物基準を設定するなど管理を強化している。国内においても、農林水産省が令和2年9月に公表した「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」(試行第2版)に、野菜の栽培に使う水に対して、水質を評価するための大腸菌数の目安を記載した。しかしながら、現状、生産者が水質検査を実施する場合には分析機関への依頼分析が必要となるため、生産現場において、指針に基づき、水質検査を実施し、結果に応じて対策を実施するのは難しい状況にある。</p> <p>このため、操作の簡素化、迅速化、低コスト化を進め、野菜の生産関係者が利用できる、農業用水中に含まれる大腸菌を対象とした簡易検査法を開発する。</p> <p>(研究項目)</p> <p>① 農業用水中の大腸菌検査法の検討 ② 採取検体の保存安定性等の検討</p>	<p>・生産関係者が簡易・安価・迅速に農業用水中の大腸菌が100個/100ml以下であることを確認できる、マイクロチューブを使用したMPN法による検査法を開発するとともに、検査前後の試料の適切な取扱いを示すことができた。</p> <p>・農業用水中の大腸菌検査の性能を検討するという目標については、具体的な試験方法の提供と性能評価が行われ、おおむね目標を達成していると思われる。</p> <p>・統計学的に一定の確実性が保証される検体数の明確化や行政施策・措置に活用するために複数の試験所での室間試験が必要である。また、実際に生産関係者に情報提供・普及するに当たっては、行政側で生産関係者と意見交換を行い、情報提供の在り方等を検討する必要があると考える。</p>	B	<p>・開発した検査法について、生産関係者との意見交換や追加の情報収集等を行った上で、ウェブサイト等で公表し、関係者に普及</p>

<総括評価の説明>

- A: 研究目標を達成し、研究成果を行政施策・措置に十分に活用できる。
- B: 研究目標の達成に至っていない部分もあるが、行政施策・措置に活用できる成果が得られている。
- C: 研究目標はやや達成されておらず、行政施策・措置への活用には更なる成果を要する。
- D: 研究目標の達成は不十分であった。